

中国が米国の防衛関連企業やカナダの調査会社(日本子会社含む)等 14社を信頼できないエンティティリストに追加

2025.10.10／改訂版同 10.15

CISTEC 事務局

※p.3以降の別添について CISTEC 仮訳を掲載。

10月9日、中国は対外貿易法、国家安全法及び反外国制裁法等に基づき、米国の防衛関連企業 Dedrone by Axon や、カナダの調査会社 TechInsights Inc.・同日本子会社を含む14社を、台湾との軍事技術協力、中国に関する悪質な発言、外国政府による中国企業への抑圧支援などを理由として、信頼できないエンティティリストに掲載したことを発表¹した(2025年10月9日公布・施行)。

信頼できないエンティティリスト規定第10条²に基づき、①掲載者による中国に関連する輸出入活動の禁止、②掲載者による中国国内への新規投資の禁止、③中国国内の組織・個人が掲載者と取引・協力等を行うことの禁止(特に掲載者へのデータ送信や機密情報の提供を禁止)の措置を講ずるものである。その他、本公告に記載されていない事項については、「信頼できない企業リストに関する規定」に従って実施するとされている(同日には、レアアース関連の非常に広汎な輸出管理規制の強化も発表³しており、軍事ユーザーや輸出管理規制ユーザーリスト掲載者等(持株比率が50%以上の子会社、支店等を含む)に対して、レアアース関連製品等の輸出は原則許可されず、信頼できないエンティティリスト掲載者についても同様の措置が講じられる可能性も考えられる。)

これまでの信頼できないエンティティリストの掲載者への措置は、上記①及び②が中心であったが、今回の掲載者の中には、調査会社 TechInsights Inc.(日本子会社を含む各国の子会社も掲載)が含まれていることから、これを念頭にデータの提供等の禁止措置(上記③)が講じられていると思われる。

信頼できないエンティティリスト掲載者に係る輸出管理等に関する留意点については、下記資料等でも説明しているので、参照いただきたい。

¹ 不可靠实体清单工作机制关于将反无人机技术公司等外国实体列入不可靠实体清单的公告(中華人民共和国商務部サイト) **別添**※CISTEC 仮訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_9b662990fa4a4d26ba3984ab5d826960.html

² 信頼できないエンティティリスト規定(抄)※CISTEC 仮訳 第10条参照。

https://www.cistec.or.jp/service/china_law/20201130-31-20200923-2.pdf

³ CISTEC 解説(2025.10.9)

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20251009.pdf

■CISTEC 解説 (2025.4.2)

中国両用品目輸出許可申請表作成ガイドラインの公表等について

— (略) —

— 鉱物資源を含有、使用した関連製品は「国の安全・利益に危害を及ぼす」等の状況の場合は両用品該当との記載

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshou/china/data/20250402.pdf#page=3

■CISTEC 解説 (2025.2.6)

米国の対中 10%関税賦課後の中国による対抗的規制動向 (改訂版)

— (略) —

— 米国企業 2 社「中国企業に対する差別的な措置を取っている」として信頼できないエンティティリストへ追加

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshou/china/data/20250205.pdf#page=5

■商務部報道官による記者会見 (商務部サイト 2025 年 10 月 9 日) ※機械翻訳

○商務部報道官が「信頼できない実体リスト」関連措置について記者質問に回答⁴

質問：今回、中国側は再び「信頼できない実体リスト」を発動し、Dedrone by Axon、TechInsights 社及びその支社などの外国実体に対して制裁を実施しましたが、どのような考慮があるのでしょうか？

答：近年、Dedrone by Axon、TechInsights 社及びその支社などの外国実体は、中国側の強い反対を無視し、それぞれ台湾とのいわゆる軍事技術協力、中国に関する悪質な発言、外国政府による中国企業への抑圧支援などを行い、中国の国家主権、安全及び発展上の利益を著しく損なってきた。中国側は『中華人民共和国对外贸易法』『中華人民共和国国家安全法』『中華人民共和国反外国制裁法』などの法律に基づき、『信頼できない実体リスト規定』第 2 条などの規定に従い、法的にその違法責任を追及する。

中国は一貫して信頼できない実体リストの問題を慎重に処理しており、わが国の国家安全を脅かすごく少数の外国企業に対してのみ法的措置を講じており、誠実に法を守る外国企業は全く心配する必要はない。中国政府はこれまでと同様に、世界各国の企業が中国で投資・事業展開することを歓迎し、法と規制を遵守する外資系企業が中国で事業を行うための安定的で公平かつ予測可能なビジネス環境を提供することに尽力している。

⁴ 「商务部新闻发言人就不可靠实体清单有关措施答记者问」(中華人民共和国商務部サイト 2025 年 10 月 9 日)

https://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2025/art_0c41201bfa08464b9a8398cb6528c79b.html

反無人機技術公司等の外国エンティティ信頼できないエンティティリスト追加に関する
信頼できないエンティティリスト業務機構の公告⁵

【発布団体】安全与管制局（産業安全与進出口管制局）
【発布文書番号】不可靠实体清单工作机制〔2025〕10号
【発布期日】2025年10月9日

信頼できないエンティティリスト業務機構

公告

2025年第10号

国の主権、安全および発展の利益を守るため、《中華人民共和国対外貿易法》《中華人民共和国国家安全法》《中華人民共和国反外国制裁法》等の関連法律に基づいて、信頼できないエンティティリスト業務機構は《信頼できないエンティティリスト規定》第二条、第八条および第十条等の関連規定に基づいて、反無人機技術公司（Dedrone by Axon）、TechInsights 公司およびその分岐機構等の外国エンティティを信頼できないエンティティリストに追加し、以下の処理措置を講じることを決定した：

一、上記エンティティが中国に関わる輸出入活動に従事することを禁止する；

二、上記エンティティが中国国内で新たに投資を行うことを禁止する。

三、中国国内の組織、個人が上記エンティティと関連する交易、協力等の活動、特に上記実体に向けてデータを伝送する、機微な情報を提供することを禁止する。

本公告で規定されていない事項は、《信頼できないエンティティリスト規定》に従って執行する。

本公告は公布の日より実施する。

⁵ 「不可靠实体清单工作机制关于将反无人机技术公司等外国实体列入不可靠实体清单的公告」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2025年10月9日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_9b662990fa4a4d26ba3984ab5d826960.html

付属文書：信頼できないエンティティリストに追加された外国エンティティ

信頼できないエンティティリスト業務機構

(商務部代印)

2025 年 10 月 9 日

付属文書

信頼できないエンティティリストに追加された外国エンティティ

1. 反無人機技術公司 (Dedrone by Axon)
2. 迪杰恩技術司 (DZYNE Technologies)
3. 埃比特系統美国分公司 (Elbit Systems of America, LLC)
4. 伊比魯斯公司 (Epirus, Inc.)
5. 宇航環境公司 (AeroVironment, Inc.)
6. Exelis 公司 (Exelis Inc.)
7. 聯合技術系統運營公司 (Alliant Techsystems Operations LLC)
8. 貝宜系統股份有限公司 (BAE Systems, Inc.)
9. Teledyne FLIR 公司 (Teledyne FLIR, LLC)
10. VSE 公司 (VSE Corporation)
11. 立方全球防務公司 (Cubic Global Defense)
12. Recorded Future 公司 (Recorded Future, Inc.)
13. 哈利法克斯國際安全論壇 (Halifax International Security Forum)
14. TechInsights 公司 (TechInsights Inc.) およびその分岐機構
 - TechInsights Inc.
 - TechInsights Europe Limited
 - TechInsights Europe Sp zo.o
 - TechInsights Japan KK
 - TechInsights USA Inc
 - TechInsights Korea Co. Ltd.
 - TechInsights Market Analysis Limited
 - SARL Strategy Analytics
 - Strategy Analytics GmbH Market Research and Management Consulting
 - SARI Strategy Analytics Private Limited

【訳者補足】適用された《信頼できないエンティティリスト規定》の条文（第二条、第八

条、第十条および第七条)⁶

第二条 国は信頼できないエンティティリスト制度を構築し、外国エンティティの国際経済貿易および関連活動に以下の行為に対して相応の措置を講じる：

(一) 中国の国家主権、安全、発展の利益を脅かす；

(二) 正常な市場取引の原則に違反し、中国の企業、他の組織または個人との正常な取引を中断し、または中国の企業、他の組織または個人に対して差別的措置を講じ、中国の企業、他の組織または個人の合法権益を著しく損なう。

本規定に言う外国エンティティには、外国の企業、他の組織または個人が含まれる。

第八条 関連する外国エンティティの行為の事実が明らかな場合、業務機構は本規定第七条に定める要素を直接総合的に考慮し、これを信頼できないエンティティリストに追加するか否かの決定を下すことができる；追加することを決定した場合、公告する。

第七条 業務機構は調査結果に基づいて、以下の要素を総合的に考慮し、関連する外国エンティティを信頼できないエンティティリストに追加するか否かの決定を下し、公告する：

(一) 中国の国家主権、安全、発展の利益に対する危害の程度；

(二) 中国の企業、他の組織または個人の合法権益の損害の程度；

(三) 国際的に認められた経済貿易のルールに一致するか否か；

(四) その他の考慮すべき要素。

第十条 信頼できないエンティティリストに追加された外国エンティティに対して、業務機構は実際の状況に基づいて、以下の1つまたは複数の措置（以下、処理措置）を講じる決定を下すことができ、またこれを公告する。

(一) これが中国に関わる輸出入活動に従事するのを制限または禁止する；

(二) これが中国国内に投資するのを制限または禁止する；

(三) その関係者、交通運輸手段等の入国を制限または禁止する；

(四) その関係者の中国国内における就労許可、逗留または居留資格を制限または取り消す；

(五) 情状の程度に応じて相応額の罰金を科す；

(六) その他の必要な措置。

前項に定める処理措置は、関係部門が職責分担に従って法に基づいて実施し、他の関係団体および個人は実施に協力しなければならない。

⁶（訳者注）「不可靠实体清单规定」（中華人民共和國商務部令 2020 年第 4 号、2020 年 9 月 19 日施行）（中国政府網・國務院公報）https://www.gov.cn/gongbao/content/2020/content_5565829.htm